

牛久市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月11日(水) 午後2時00分～

2. 開催場所 牛久市役所分庁舎2階 第2会議室

3. 出席者

農業委員(12名)

会長 13番 山越 康義

会長職務代理 1番 吉田 功

委員 3番 飯田 光夫 4番 坪井 隆典

5番 村松 昇平 6番 澤田 臣男 7番 平沢 克人

8番 山越 隼人 9番 花島 常雄 10番 塚崎 光子

11番 藤田 文男 12番 中山 みつひ

農地利用最適化推進委員(5名)

委員 中島 一郎 鈴木 正規 橋本 龍治 大塚 康夫 橋本 勝慶

農業委員会事務局(3名)

事務局長 榎本 友好 事務局長補佐 近藤 絹 主任 横川 多恵子

4. 欠席委員 2番 川村 隆一

5. 議案

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第2号 現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について

議案第3号 牛久農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

6. 会議の概要

事務局	本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 定刻になりましたので、開会にあたり会長にご挨拶を頂きまして、引き続き牛久市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長に議長をお願いいたします。
会 長	ただいまより第4回農業委員会総会を開催いたします。 在任委員13名中12名出席です。欠席委員は、2番川村隆一委員です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数以上の出席により本総会が成立していることを宣言いたします。 次に、議事録署名者の指名であります。議長の指名により任命してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし
会 長	では、それでは、議事録署名者に7番平沢克人委員、8番山越隼人委員を指名いたします。 参与は、農地利用最適化推進委員の中島委員、鈴木委員、橋本龍治委員、大塚委員、橋本勝慶委員です。事務局は榎本事務局長、書記として近藤事務局長補佐、横川主任です。 議案第1号から第4号まで一括上程致します。なお、審議の都合上、議案第1号より審議致します。 議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可について、議題に供します。事務局より説明を願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可についてです。 第1項、女化町236番2（畑）3, 263㎡で、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。 申請者は外国籍で在留資格「経営・管理」在留期間「3年間」となっておりますが、在留期間を更新し営農を拡大していく意向です。 申請者は5年の農作業経験を有する農業経営者であり、自作により、畑：935㎡、借入により、畑：28, 686.5㎡、合計29, 621.5㎡を経営し、龍ヶ崎市発行の耕作証明が提出されております。権利取得後の作付け予定作物はネギとなっております。 世帯員の状況としては、農業従事者は2名で、300日の農作業従事日数の申告があり農地取得の権利は有しております。 第2項、久野町4146番5外1筆、田、計1, 787㎡ですが、農地中間管理機構の特例事業を活用し農業経営規模を拡大するため公益社団法人茨城県農林振興公社から農地を譲り受けるものです。 譲受人は農作業経験9年、自作により田：2, 144㎡、借入により田：33, 780㎡の計35, 924㎡でレンコンを栽培しており、世帯員の状況等としては、2人で年間125日から250日農作業に従事する申請となっております。農地取得の権利は有しております。 第3項、久野町4117番、田、3, 959㎡ についてです。 申請者の譲受人は農地中間管理機構の特例事業を活用し農業経営規模を拡大するため公益社団法人茨城県農林振興公社から農地を譲り受けるものです。 譲受人は自作により田：28, 963㎡でレンコンを栽培しており、世帯員の状況等として

は、4人で年間50日から250日農作業に従事する申請となっており農地取得の権利は有しております。

以上です。

会 長

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員

令和5年10月2日、現況確認調査を、花島委員、塚崎委員、榎本局長、近藤事務局長補佐と私で行いました。現地写真をご覧ください。

議案第1号第1項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。また、現地にて申請者からの聞き取りを行いました。農地取得の要件は満たしていると思われます。

議案第1号第2項および第3項ですが、ご覧いただいております写真のように、管理されている状態であることをご報告いたします。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

では、農業委員に対して質疑を許します。

飯田委員

議案第1号第1項ですが、配偶者の国籍はどちらですか。

事務局

中国籍です。

飯田委員

食料の安全保障の観点から外国資本及び外国籍の方の農地取得は賛成しかねます。

会 長

要件を満たしているように思えるので認めざるを得ないと思うがいかがでしょうか。

村松委員

先月、自分も現地調査で現地に行ったが、確認事項があるため議案保留となった経緯があったかと思うが、それについて触れていないので、事務局からの追加の説明を求めます。

事務局

今回の案件を判断するにあたって在留期間が3年となっていたので、在留期間をもって許可・不許可の判断ができるかどうか、茨城県農業会議に問い合わせをし、国の見解を確認しました。最終的判断としては、在留期間を理由に許可・不許可の判断をしてはいけない、全部効率利用要件など法第3条第2項の各要件を総合的に審査して判断するようだという結論に至ったということでした。

飯田委員

在留期間を考慮しなければ在留期間内でしか耕作できないのではないかな。

事務局

出入国在留管理局に問い合わせしました。本人が在留期間を更新すると言っているが、それは可能なかと確認したら、在留資格が「経営・管理」となっているのです。すでに資格の審査を受けているので、違法行為を行わない限り、本人の申請により容易に在留期間更新は可能で

	あるとの回答を得ております。
会 長	やる人がいないと、農地が荒れてしまうので、やむを得ない点もあると思います。 他はございませんか。議案第 1 号について原案のとおり許可してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし賛成多数と認め、議案第 1 号について原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第 2 号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付について、議題に供します。事務局より説明願います。
事務局	議案第 2 号、現況証明願いに対する地目の確認及び証明の交付についてです。 県の事務処理要領では、写真の添付にかかわらず、原則として農業委員 3 人以上と事務局職員により現地確認を実施し、証明の範囲であるものと認められたものについては、農業委員会総会で議決し、証明願に奥書証明を行い交付することになっております。 第 1 項、女化町 1 4 2 9 番、畑、6 5 5 m²ですが、申請者から非農地証明願が提出された案件となります。 現況写真でもすでに非農地化されており、約 3 0 年前である平成 5 年撮影の国土地理院発行の航空写真でも非農地化しております。 以上です。
会 長	現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。
平沢委員	議案第 2 号第 1 項ですが、ご覧いただいております写真のように、宅地の一部として倉庫などが建っており、約 2 9 年前の航空写真でも、宅地の一部としていることが確認できますので、証明することについて問題はないと思われます。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第 2 号について原案のとおり証明してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第 2 号は、原案のとおり証明することに決定いたします。

つづきまして、議案第３号の牛久農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、議題に供します。事務局より説明願います。

事務局

議案第３号、牛久農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取についてです。

農業振興地域整備計画に関する法律第８条第１項の規定により、牛久市長より、牛久農業振興地域整備計画の変更について意見照会が提出されております。申出内容は牛久市農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部を除外するものです。

第１項、奥原町字下山３７２６番２、面積４，９４７㎡、および同３７２６番６、面積９９９㎡、合計面積５，９４６㎡、地目はいずれも雑種地で、変更理由は乗馬クラブハウスおよび厩舎等を新設するものです。なお、申請者は関係機関との協議は実施済みです。

第２項、申請地は新地町字新地下１，０６２番の一部、面積５８１㎡のうち３０７．４５㎡、地目は畑、変更理由は自己用住宅の建築となっております。

申請者は、隣接する住宅の母屋に両親家族と同居しておりますが、子どもが増え手狭となったため、世帯分離による自己用住宅を新築するため今回の申請に至ったもので関係機関との協議は整っております。

以上です。

会 長

現地調査を行っているようですので、現地調査委員の報告をお願いします。

平沢委員

議案第３号第１項ですが、申請地は地目が雑種地であり、計画の変更について問題なしと思われます。

議案第３号第２項ですが、転用目的が自己用住宅であり、計画の変更について問題なしと思われます。

会 長

以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。

推進委員

特にありません。

会 長

意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。

一 同

なし。

会 長

質疑はございませんか。議案第３号について原案のとおり承認してよろしいか、お諮りします。

一 同

異議なし。

会 長

異議なし全員賛成と認め、議案第３号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第４号の農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局	議案第４号、農用地利用集積等促進計画に対する意見についてです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、牛久市長より農業委員会に対し、農用地利用集積等促進計画の案が提出されております。 それでは、資料を１ページめくっていただき、令和５年度農用地利用集積等促進計画案集計表をご覧ください。この表は、利用権の総括表となります。 表１段目、賃貸借権設定期間３年未満が、田、６件、１５，０４９㎡、合計、田、６件、１５，０４９㎡の利用権を設定する内容となっております。 なお筆ごとの詳細は次ページのとおりで。 以上です。
会 長	以上で、説明は終わりました。ここで、農地利用最適化推進委員より意見を求めます。何かご意見ございませんか。
推進委員	特にありません。
会 長	意見がないようですので、農業委員に対して質疑を許します。
一 同	なし。
会 長	質疑はございませんか。議案第４号について原案のとおりで承認してよろしいか、お諮りします。
一 同	異議なし。
会 長	異議なし全員賛成と認め、議案第４号は、原案のとおりで承認することに決定いたします。 次に報告事項です。農地法第４条及び第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について、事務局処務規程第６条の規定に基づき専決処理した件について、事務局より報告がありましたので資料をお読み取りください。 本日の議事は、すべて終了いたしました。 以上をもちまして、第４回農業委員会総会を閉会いたします。円滑な議事運営にご協力いただき有り難うございました。